

基発 0402 第 48 号  
平成 24 年 4 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

### 労働基準局の組織の変更について

本省の組織については、別添 1 及び別添 2 のとおり、「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 68 号）」（以下「改正省令」という。）が平成 24 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたところである。

この改正省令により、労働基準局安全衛生部計画課国際室を廃止し、労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室を設置したので、通知する。

○厚生労働省令第六十八号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第三項、第十九条第四項、第二十二條第二項及び第二十三條第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第五百五十三條第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二十三人」を「二十二人」に改める。

第四条第二項を次のように改める。

2 監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。

二 東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。

第四条第五項に次の二号を加える。

三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関すること。

四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。

第七条の見出し及び同条第一項中「、審査解析室及び情報企画室」を「及び審査解析室」に改め、同条第六項及び第七項を削る。

第八条の見出し中「保健統計室」の下に「、社会統計室及び世帯統計室」を加え、同条第一項中「人口動態・保健統計課」を「人口動態・保健社会統計課」に改め、「保健統計室」の下に「、社会統計室及び世帯統計室」を加え、同条に次の四項を加える。

4 社会統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に關すること（雇用・賃金福祉統計課及び他室の所掌に属するものを除く。）。

5 社会統計室に、室長を置く。

6 世帯統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働省の所掌事務に關する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に關する統計調査に關すること。

二 前号に掲げるもののほか、社会保障に關する統計調査（特定の者を繼續して対象とする統計調査に限る。）に關すること。

7 世帯統計室に、室長を置く。

第九条を次のように改める。

（賃金福祉統計室及び調査官）

第九条 雇用・賃金福祉統計課に、賃金福祉統計室及び調査官一人を置く。

2 賃金福祉統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。

三 労働時間に関する統計調査に関すること。

四 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。

五 労働者の福祉に関する統計調査に関すること。

六 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。

3 賃金福祉統計室に、室長を置く。

4 調査官は、命を受けて、労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案に当たる。

第十条の前の見出しを削り、第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

第十九条の見出し中「及び生活習慣病対策室並びに保健指導官」を削り、同条第一項中「及び生活習慣病対策室並びに保健指導官一人」を削り、同条第二項第四号中「（生活習慣病対策室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第五項から第七項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

(保健指導官)

第十九条の二 がん対策・健康増進課に、保健指導官一人を置く。

2 保健指導官は、命を受けて、地域における保健の向上に関する事務のうち、保健師その他の者が行う保健指導に係る企画及び立案並びに指導に関することを行う。

第二十条の見出し及び同条第一項中「臓器移植対策室」の下に「及び肝炎対策推進室」を加え、同条に次の二項を加える。

4 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務（他局、がん対策・健康増進課及び臓器移植対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 肝炎対策推進室に、室長を置く。

第三十三条の見出し及び同条第一項中「国際室及び」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第三十五条の見出し及び同条第一項中「及び」の下に「電離放射線労働者健康対策室並びに」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 電離放射線労働者健康対策室は、電離放射線による労働者の健康障害の防止に関する事務をつかさどる。

5 電離放射線労働者健康対策室に、室長を置く。

第六十五条の見出し中「障害保健対策指導官」を「心の健康支援室」に改め、同条第一項中「障害保健対策指導官一人」を「心の健康支援室」に改め、同条第四項中「障害保健対策指導官は、命を受けて」を「心の健康支援室は」に、「行う」を「つかさどる」に改め、同項に次の一号を加える。

三 国民の精神的健康の増進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

第六十五条に次の一項を加える。

5 心の健康支援室に、室長を置く。

第七百十条の三第二号中「（特別医療法人を除く。）」を削る。

第七百十二条第二十八号中「医事課」の下に「、年金課及び保険年金課」を加える。

第七百十七条に次の一号を加える。

三 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（厚生年金基金に関するものに限る。）。

第七百十八条に次の一号を加える。

六 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（厚生年金基金に関するものに限る。）。

第七百二十七条の二第一項第二号口中「一人」の下に「（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加える。

第七百四十二条第三十三号中「こと」の下に「（保険年金課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第七百四十五条の二第二号中「（特別医療法人を除く。）」を削る。

「九州厚生局福祉指導課

第八百二条中

「四国厚生支局企画調整課」

を「九州厚生局福祉指導課」に改める。

別表第四栃木の款栃木の項管轄区域の欄中「（鹿沼労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同款鹿沼の項管轄区域の欄中「栃木市のうち西方町、」を削り、同表大阪の款堺の項管轄区域の欄中「（羽曳野労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同款羽曳野の項管轄区域の欄中「堺市のうち美原区、」を削り、同表熊本の款熊本の項位置の欄中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、同款菊池の項管轄区域の欄中「熊本市」を「熊本市北区」に改める。

別表第五栃木の款鹿沼の項管轄区域の欄中「栃木市のうち西方町、」を削り、同款栃木の項管轄区域の欄中

「（鹿沼公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、同表熊本の款熊本（上益城）の項位置の欄中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、同款菊池の項管轄区域の欄中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同款宇城の項管轄区域の欄中「熊本市」を「熊本市南区」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

### （申請、処分等に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行ったものとみなす。

第三条 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、新規則の規定により当該事務

を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（情報公開文書室及び広報室並びに企画官、審査企画官及び訟務官）</p> <p>第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官二十二名、審査企画官一人及び訟務官三人を置く。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに首席営繕専門官）</p> <p>第四条 会計課に、監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに首席営繕専門官一人を置く。</p> <p>2 監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。</p> <p>二 東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関すること。</p> <p>四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち厚生労働省の所掌に係るものに関すること。</p> <p>6～11 （略）</p>	<p>（情報公開文書室及び広報室並びに企画官、審査企画官及び訟務官）</p> <p>第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官二十三名、審査企画官一人及び訟務官三人を置く。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに首席営繕専門官）</p> <p>第四条 会計課に、監査指導室、経理室、管理室及び福利厚生室並びに首席営繕専門官一人を置く。</p> <p>2 監査指導室は、厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関する事務をつかさどる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p>

(統計企画調整室及び審査解析室)

第七条 企画課に、統計企画調整室及び審査解析室を置く。

2～5 (略)

(保健統計室、社会統計室及び世帯統計室)

第八条 人口動態・保健社会統計課に、保健統計室、社会統計室及び世帯統計室を置く。

2・3 (略)

4 社会統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること

(雇用・賃金福祉統計課及び他室の所掌に属するものを除く。)

5 社会統計室に、室長を置く。

6 世帯統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査(特定の者を継続して対象とする統計調査に限る。)に関すること。

7 世帯統計室に、室長を置く。

6～11 (略)

(統計企画調整室、審査解析室及び情報企画室)

第七条 企画課に、統計企画調整室、審査解析室及び情報企画室を置く。

2～5 (略)

6 情報企画室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務(他局及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。)のうち厚生労働省の情報システムの総合的な企画及び立案並びに調整に関することをつかさどる。

7 情報企画室に、室長を置く。

(保健統計室)

第八条 人口動態・保健社会統計課に、保健統計室を置く。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(賃金福祉統計室及び調査官)

- 第九条 雇用・賃金福祉統計課に、賃金福祉統計室及び調査官一人を置く。
- 2| 賃金福祉統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。
    - 一| 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。
    - 二| 前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。
    - 三| 労働時間に関する統計調査に関すること。
    - 四| 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。
    - 五| 労働者の福祉に関する統計調査に関すること。
    - 六| 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。
  - 3| 賃金福祉統計室に、室長を置く。
  - 4| 調査官は、命を受けて、労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案に当たる。

第十条及び第十一条 削除

(指導調査室)

第十九条 総務課に、指導調査室を置く。

(国民生活基礎調査室)

- 第九条 社会統計課に、国民生活基礎調査室を置く。
- 2| 国民生活基礎調査室は、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他これに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関する事務をつかさどる。
  - 3| 国民生活基礎調査室に、室長を置く。

(調査官)

- 第十条 雇用統計課に、調査官一人を置く。
- 2| 調査官は、命を受けて、労働に関する統計調査（賃金福祉統計課の所掌に係るものを除く。）に関する専門的事項の調査、企画及び立案に当たる。

第十一条 賃金福祉統計課に、調査官一人を置く。

- 2| 調査官は、命を受けて、賃金福祉統計課の所掌に係る統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案に当たる。

(指導調査室及び生活習慣病対策室並びに保健指導官)

第十九条 総務課に、指導調査室及び生活習慣病対策室並びに保健指導官

2 指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 保健衛生施設（総務課の所掌に属するものに限る。）の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関する事。

五 (略)

3・4 (略)

(保健指導官)

第十九条の二 がん対策・健康増進課に、保健指導官一人を置く。

2 保健指導官は、命を受けて、地域における保健の向上に関する事務のうち、保健師その他の者が行う保健指導に係る企画及び立案並びに指導に関する事を行う。

(臓器移植対策室及び肝炎対策推進室)

第二十条 疾病対策課に、臓器移植対策室及び肝炎対策推進室を置く。

2・3 (略)

一人を置く。

2 指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 (略)

四 保健衛生施設（総務課の所掌に属するもの（生活習慣病対策室の所掌に属するものを除く。）に限る。）の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関する事。

五 (略)

3・4 (略)

5 生活習慣病対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。

二 食生活の指導に関する事。

三 衛生教育に関する事。

四 栄養士、管理栄養士及び調理師に関する事。

6 生活習慣病対策室に、室長を置く。

7 保健指導官は、命を受けて、地域における保健の向上に関する事務のうち、保健師その他の者が行う保健指導に係る企画及び立案並びに指導に関する事を行う。

(新設)

(臓器移植対策室)

第二十条 疾病対策課に、臓器移植対策室を置く。

2・3 (略)

4| 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務（他局、がん対策・健康増進課及び臓器移植対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5| 肝炎対策推進室に、室長を置く。

（調査官）

第三十三条 計画課に、調査官一人を置く。

2| （略）

（環境改善室及び電離放射線労働者健康対策室並びに調査官）

第三十五条 労働衛生課に、環境改善室及び電離放射線労働者健康対策室並びに調査官一人を置く。

2・3 （略）

4| 電離放射線労働者健康対策室は、電離放射線による労働者の健康障害の防止に関する事務をつかさどる。

5| 電離放射線労働者健康対策室に、室長を置く。

6| （略）

（医療観察法医療体制整備推進室及び心の健康支援室）

第六十五条 精神・障害保健課に、医療観察法医療体制整備推進室及び心の健康支援室を置く。

2・3 （略）

4 心の健康支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者の保健の向上に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）のうち、障害者の社会復帰に係る事務に関する事。

（国際室及び調査官）

第三十三条 計画課に、国際室及び調査官一人を置く。

2| 国際室は、安全衛生部の所掌事務に係る国際協力に関する事務をつかさどる。

3| 国際室に、室長を置く。

4| （略）

（環境改善室及び調査官）

第三十五条 労働衛生課に、環境改善室及び調査官一人を置く。

2・3 （略）

4| （略）

（医療観察法医療体制整備推進室及び障害保健対策指導官）

第六十五条 精神・障害保健課に、医療観察法医療体制整備推進室及び障害保健対策指導官一人を置く。

2・3 （略）

4 障害保健対策指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 障害者の保健の向上に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）のうち、障害者の社会復帰に係る事務に関する事。

二 精神保健福祉士に関すること。

三 国民の精神的健康の増進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

5 心の健康支援室に、室長を置く。

(管理課の所掌事務)

第七百十条の三 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の監督（設立の認可、解散の認可、残余財産の処分の認可、合併の認可、業務の停止の命令、役員の解任の勧告及び設立認可の取消しに関するものを除く。）に関すること。

三 十 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十七 (略)

二十八 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医事課、年金課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）。

(年金課の所掌事務)

第七百十七条 年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)

三 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（厚生年金基金に関するものに限る。）。

(保険年金課の所掌事務)

二 精神保健福祉士に関すること。

(管理課の所掌事務)

第七百十条の三 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人（特別医療法人を除く。）の監督（設立の認可、解散の認可、残余財産の処分の認可、合併の認可、業務の停止の命令、役員の解任の勧告及び設立認可の取消しに関するものを除く。）に関すること。

三 十 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十七 (略)

二十八 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。

(年金課の所掌事務)

第七百十七条 年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)

(保険年金課の所掌事務)

第七百十八条 保険年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事(厚生年金基金に関するものに限る。)

第七百二十七条の二 年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 (略)

二 近畿厚生局 次に掲げるもの。

イ (略)

ロ 社会保険監査指導官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)

ハ (略)

2 4 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三十二 (略)

三十三 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事(保険年金課の所掌に属するものを除く。)

(管理課の所掌事務)

第七百四十五条の二 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の監督(設立の認可、解散の認可、残余財産の処分)の認可、合併の認可、業務の停止の命令、役員解任の勧告及び設立認可の取消しに関する事(略。)

第七百十八条 保険年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

第七百二十七条の二 年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 (略)

二 近畿厚生局 次に掲げるもの。

イ (略)

ロ 社会保険監査指導官一人

ハ (略)

2 4 (略)

(健康福祉課の所掌事務)

第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三十二 (略)

三十三 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事。

(管理課の所掌事務)

第七百四十五条の二 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人(特別医療法人を除く。)の監督(設立の認可、解散の認可、残余財産の処分)の認可、合併の認可、業務の停止の命令、役員解任の勧告及び設立認可の取消しに関する事(略。)

三〇九 (略)

(地方厚生局の職)

第八百二条 第一章第三節の地方支分部局について、第一章第三節の規定に基づく職のほか、地方支分部局に第一章第三節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

北海道厚生局福祉指導課

東北厚生局福祉指導課

東海北陸厚生局福祉指導課

中国四国厚生局福祉指導課

九州厚生局福祉指導課

別表第一〇別表第三 (略)

別表第四 労働基準監督署 (第七百八十九条関係)

都道府県名	労働基準監督署名 (支署名)	位置 (支署所在地)	管轄区域
(略)	(略)	(略)	(略)

に關すること。

三〇九 (略)

(地方厚生局の職)

第八百二条 第一章第三節の地方支分部局について、第一章第三節の規定に基づく職のほか、地方支分部局に第一章第三節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

北海道厚生局福祉指導課

東北厚生局福祉指導課

東海北陸厚生局福祉指導課

中国四国厚生局福祉指導課

九州厚生局福祉指導課

四国厚生支局企画調整課

別表第一〇別表第三 (略)

別表第四 労働基準監督署 (第七百八十九条関係)

都道府県名	労働基準監督署名 (支署名)	位置 (支署所在地)	管轄区域
(略)	(略)	(略)	(略)

大阪				(略)	栃木			
(略)	羽曳野	堺	(略)	(略)	(略)	鹿沼	栃木	(略)
(略)	羽曳野市	堺市堺区	(略)	(略)	(略)	鹿沼市	栃木市	(略)
(略)	富田林市、河内長野市、 松原市、柏原市、羽曳野 市、藤井寺市、大阪狭山 市、南河内郡	堺市	(略)	(略)	(略)	鹿沼市	栃木市、佐野市、小山市 、下野市、下都賀郡	(略)

大阪				(略)	栃木			
(略)	羽曳野	堺	(略)	(略)	(略)	鹿沼	栃木	(略)
(略)	羽曳野市	堺市堺区	(略)	(略)	(略)	鹿沼市	栃木市	(略)
(略)	堺市のうち美原区、富田 林市、河内長野市、松原 市、柏原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、 南河内郡	堺市（羽曳野労働基準監 督署の管轄区域を除く。）	(略)	(略)	(略)	沼市 栃木市のうち西方町、鹿 沼市	栃木市（鹿沼労働基準監 督署の管轄区域を除く。） 、佐野市、小山市、下 野市、下都賀郡	(略)

(略)	熊本	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	熊本	菊池	(略)	熊本 熊本市中央区	熊本 熊本市(菊池労働基準監督署の管轄区域を除く。) 宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
(略)		菊池市	(略)	熊本市北区のうち植木町、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、菊池郡、阿蘇郡	(略)
(略)			(略)		(略)

別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所(第七百九十二条 関係)

(略)	都道府県	公共職業安定所名 (出張所名) (分庁舎名)	位置 (出張所位置) (分庁舎所在地)	管轄区域	(略)
(略)					(略)
(略)					(略)
(略)					(略)

(略)	熊本	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	熊本	菊池	(略)	熊本 熊本市	熊本 熊本市(菊池労働基準監督署の管轄区域を除く。) 宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡
(略)		菊池市	(略)	熊本市のうち植木町、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、菊池郡、阿蘇郡	(略)
(略)			(略)		(略)

別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所(第七百九十二条 関係)

(略)	都道府県	公共職業安定所名 (出張所名) (分庁舎名)	位置 (出張所位置) (分庁舎所在地)	管轄区域	(略)
(略)					(略)
(略)					(略)
(略)					(略)

				熊本	(略)	栃木		
(略)	菊池	(略)	熊本 (上益城)	(略)	(略)	栃木	鹿沼	(略)
(略)	菊池市	(略)	熊本市中央区 (上益城郡御 船町)	(略)	(略)	栃木市	鹿沼市	(略)
(略)	熊本市北区のうち植木町、 山鹿市、菊池市、合志 市、菊池郡	(略)	熊本市(菊池公共職業安 定所及び宇城公共職業安 定所の管轄区域を除く。 )、阿蘇郡のうち西原村 、上益城郡	(略)	(略)	栃木市、下都賀郡(小山 公共職業安定所の管轄区 域を除く。)	鹿沼市	(略)

				熊本	(略)	栃木		
(略)	菊池	(略)	熊本 (上益城)	(略)	(略)	栃木	鹿沼	(略)
(略)	菊池市	(略)	熊本市 (上益城郡御 船町)	(略)	(略)	栃木市	鹿沼市	(略)
(略)	熊本市のうち植木町、山 鹿市、菊池市、合志市、 菊池郡	(略)	熊本市(菊池公共職業安 定所及び宇城公共職業安 定所の管轄区域を除く。 )、阿蘇郡のうち西原村 、上益城郡	(略)	(略)	栃木市(鹿沼公共職業安 定所の管轄区域を除く。 )、下都賀郡(小山公共 職業安定所の管轄区域を 除く。)	栃木市のうち西方町、鹿 沼市	(略)

(略)		
(略)	(略)	宇城
(略)	(略)	宇城市
(略)	(略)	熊本市南区のうち城南町、富合町、宇土市、宇城市、下益城郡

(略)		
(略)	(略)	宇城
(略)	(略)	宇城市
(略)	(略)	熊本市のうち城南町、富合町、宇土市、宇城市、下益城郡